

令和3年第10回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年12月1日(水) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
議案第48号 選挙人名簿に登録することについて
議案第49号 選挙人名簿から抹消することについて
報告第27号 登録の移替えをした者について
報告第28号 選挙権を有する者の50分の1の数について
報告第29号 選挙権を有する者の3分の1の数について
議案第50号 90日特例の規定により同時に選挙を行うことについて
議案第51号 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の期日等について

午前8時54分

石井書記長 おはようございます。ただいまより、令和3年第10回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会にあたり、嶋田委員長よりご挨拶をいただきまして、引き続き進行の方もよろしくお願ひします。

嶋田委員長 改めて皆さんおはようございます。12月に入っても穏やかな日が続いていますが、徐々に寒くなる予報のようです。新型コロナ関連は変異種が入ってきたということで、今後の心配ですが、秋田県では今のところ15日くらい連続で新規感染者は出ていないので、このまま落ち着いて欲しいと思っています。

前回の衆議選は皆さんお疲れ様でした。

本日は、定時登録関連と来春の町長選、町議選関連の議案になります。どうかよろしくお願ひします。

そうすれば、引き続き会議に入りたいと思いますが、本日の会議録の署名委員ということで、田村委員と大沢委員にお願ひ致します。

それでは、案件の議案第48号「選挙人名簿に登録することについて」。内容について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。それでは議案第48号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和3年12月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和3年12月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成15年11月2日から平成15年12月2日までの方が対象となります。人数は、男3人、女3人、計6人となります。

次に、「2」の転入登録については、令和3年9月1日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和3年7月19日から令和3年9月1日までに転入した方で、人数は、男12人、女4人、計16人。

よって、本日の登録者総数は、男15人、女7人、合計22人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁に記載しております。

議案第48号の説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿の確認をお願いします。確認が終わりましたら、お声掛けをお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

何も無いようでございますので、議案第48号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長

次に、議案第49号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記

はい。議案第49号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第28条の規定により、令和3年12月1日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和3年10月30日から令和3年11月30日までの方が対象で、男12人、女17人、計29人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、令和3年7月31日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和3年7月1日から令和3年7月31日までとなります。人数は、男7人、女7人、計14人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男19人、女24人、合計43人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4頁に記載しております。以上で、議案第49号の説明を終わります。

嶋田委員長 それでは、名簿の確認をお願いします。

畠山書記 委員長、死亡者の名簿でNo. 18の方の死亡日が6月29日となっておりますが、届出日の関係で今回の抹消となっております。

嶋田委員長 はい、わかりました。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご意見等無いようでございますので、議案第49号を原案どおり決定致します。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第27号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第27号「登録の移替えをした者について」。

令和3年12月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和3年10月7日から令和3年11月30日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男16人、女17人、合計33人となります。

別冊名簿の5頁～6頁に対象者を掲載しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿の確認をお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご意見等無いようですので、報告第27号を原案通り承認致します。

続きまして、報告第28号と報告第29号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第28号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告第29号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明をお願い致します。

畠山書記 はい。報告第28号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は280である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回12月定時登録の抹消者数が43人、登録者数が22人、差引きしました今回の名簿登録者数が男6,459人、女7,515人、合計で13,974人となり、前回の選挙時登録から人の減となっております。この13,974人の50分の1の数が280となります。

続きまして、報告第29号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,658である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,658となります。

以上で、報告第28号と第29号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。報告第28号、29号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第28号、第29号を原案どおり決定致しま

す。

続きまして議案第50号「90日特例の規定により同時に選挙を行うことについて」について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条の2第4項において準用する同条第1項の規定を適用し、同項に定める期間に、任期満了による三種町長選挙と任期満了による三種町議会議員一般選挙を同法第119条第1項の規定により同時に行う。

ご説明致します。三種町長及び三種町議会議員の任期満了による選挙については、公職選挙法第33条第1項により、それぞれの任期が終わる日の前30日以内に行うこととなっております。

即ち、町長の選挙の期日については、4月17日から5月16日の間に、また議会議員の場合は、5月31日から6月29日までの間の執行となり、これによれば重複する期間がないことから、法第119条第1項の規定による通常の同時選挙は行えません。

しかしながら、地方公共団体の長及び議会議員の任期満了による選挙の期日の特例、いわゆる「90日特例」の適用可能性を考えてみますと、町長の任期満了の日（5月17日）が、議会議員の任期満了の日前90日に当たる日（4月1日）から議会議員の任期満了の日の前日（6月29日）までの間にありますので、「90日特例」の適用が可能です。

任期満了による三種町長選挙と三種町議会議員一般選挙におきましては、投票率の向上と有権者の利便の向上、選挙執行経費の節減等のメリットを追求するため、法第34条の2第4項に規定される、地方公共団体の長及び議会議員の任期満了による選挙の期日の特例（90日特例）の適用の下、法第119条第1項により同時に執行したいとするものです。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

嶋田委員長

はい。今事務局から説明がありましたが、特例の内容については、9月1日開催の選挙管理委員会の際に説明を受けておりました。同時選挙が可能であり、同時執行による様々なメリットがあるということですが、皆さんいかがでしょうか。

別々の執行となると、経費も掛かり増しになりますし、選挙人や選挙事務も難しい面が出てくると思いますので、原案どおりと

してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、町長選挙と町議会議員選挙は、同時執行することと決定致します。

続きまして議案第51号「三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の期日等」について、事務局より説明をお願いします。

島山書記

はい。公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条の2第4項において準用する同条第1項の規定により、三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙を次のとおり同時に行うものとし、その期日を令和4年5月10日に告示する。

1 選挙期日 令和4年5月15日

ご説明致します。

第50号議案の可決により、任期満了による三種町長選挙と三種町議会議員一般選挙につきまして、90日特例を適用した同時選挙とすることをご決定頂きました。

特例を適用することにより町長と議会議員選挙の同時執行が可能な日曜日は、5月15日、同22日、29日、6月5日、同12日、同19日、同26日の7日ですが、期日の決定にあたっては、町長の任期満了による不在期間の発生や議会開催時期等についても考慮すべきものと考えます。

つきましては、選挙期日を令和4年5月15日（日）、告示日とその5日前の同月10日とすることが最も望ましいと考えるものです。

以上、ご審議の程お願い申し上げます。

嶋田委員長

5月15日に執行という説明でありましたが、前回の同時選挙も同時期の執行でしたし、それ以降の日程になりますと、農繁期となります。また、町長の不在期間も発生してしまうことから、5月15日が一般的かと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

はい。それでは、町長、議会議員同時選挙は、令和4年5月15日に執行することで決定致します。

嶋田委員長

以上で、本日の議案審議を終わります。

次に、その他として事務局からお願いします。

島山書記

はい。今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長　それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。
す。どうもありがとうございました。

午前10時46分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____